

第 6425 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 4月 22日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 盆暮れに役員に賞与を支給する場合

Q：役員にも盆暮れに賞与を支給しようと思います。役員賞与は損金にならないと聞きましたが、損金になる方法はありませんか？

A：事前確定給与の届出をして、その届出した賞与の額をその届出した日に支給すれば、損金になります。

【解説】

給与に係る役員の職務執行期間は一般的には定時株主総会から次の定時株主総会までの1年間であると解されていることや、民法上委任の報酬が原則後払いとされていることなどから、職務執行期間中に賞与(給与)を支給すると税務上問題になるのではと思われるかも知れませんが、使用人に対する賞与が一般に盆暮れの時期に支給されているという慣行があることなどからすると、役員に対しても同時期に支給することはあながち不自然なことでは無いと考えられます。

したがって、会社が役員への賞与の支給時期を使用人への盆暮れの賞与と同じ時期とし、かつ、每期継続して同時期に賞与の支給を行っているときは、支給した給与の額を損金の額に算入することが認められる取扱いとなっています。

ただし、この場合には、事前確定給与の届出をして、その届出をした時期に届出どおりの金額を支給しなければなりませんので、この点に注意してください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】